



兵庫県

一般競争入札(県有地売却)
実施のお知らせ(住宅管理課分)
(平成25年度 第2回)

【申込受付期間】

平成25年11月12日(火)～12月2日(月)

(午前9時～午後5時)

- この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。
- 入札に参加を希望される方は、このお知らせをよくお読みいただきとともに、現地及び物件の利用等に係る諸規制について調査確認を行った上で、ご参加ください。

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課
(TEL:078-341-7711 内線 4779・4875)

目 次

	頁
◎ 平成25年度 第2回一般競争入札（県有地売却）物件一覧	1
◎ 入札参加申込から物件引き渡しまでの流れ	2
1 入札参加申込方法等	3
2 入札保証金の納付	5
3 入札の実施方法	6
4 契約の締結、売買代金の支払方法	8
5 所有権の移転、物件の引渡し等	9
6 用途の制限	10
7 その他	10
◎ 県有財産売買契約書（案）	12
◎ 一般競争入札参加申込書兼受付書	15
◎ 誓約書	16
◎ 代表者選任届	17
◎ 入札保証金納付書	18
◎ 委任状	19
◎ 入札書	20
◎ 物件調書・案内図・明細図（No.1～No.3）	21

平成25年度 第2回一般競争入札(県有地売却)物件一覧

物件 番号	所 在 地	地 目 面積(m ²)	最低売却 価格(円)	現地説明	入 札 日 時		頁
1	南あわじ市榎列松田	宅地	19,920,000	(なし)	平成25年	午前10時30分	22
	字西ノ内657番3、657番4	1,222.06			12月3日(火)		

※入札場所は6ページに記載

入札参加申込みから物件引渡しまでの流れ

1 申込受付期間 平成25年11月12日(火)から12月2日(月)まで

- ・ 兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課に、申込書を直接持参または郵送してください。
- ・ 郵送の場合は、上記期間内に到着したものに限りです。

2 入札及び開札 ○物件No.1

入札日：平成25年12月3日(火) (詳細は1ページ参照)
場 所：本庁舎付近会議室 (詳細は、入札参加申込者に別途連絡)

3 契約の締結 平成25年12月24日(火)まで

4 売買代金の
支払期限 平成26年1月20日(月)

5 物件の登記・
引渡し 売買代金の納入を確認した後、土地の登記及び引渡し

問い合わせ先	兵庫県 県土整備部 住宅建築局 住宅管理課 管理係 財産係 (078) 341-7711 (代表) 内線4779・4875
--------	---------------------------------------------------------------------

1 入札参加申込方法等

(1) 申込用紙の配布期間

平成 25 年 11 月 12 日(火)から平成 25 年 12 月 2 日(月)まで。
配布時間は午前 9 時から午後 5 時までです。
なお、土曜日、日曜日、祝日は配布しておりません。

(2) 申込用紙の配布場所

兵庫県 県土整備部 住宅建築局 住宅管理課 管理係
(神戸市中央区下山手通 4 丁目 18 番 2 号 兵庫県公社館 3 階)

(3) 申込資格

申込みは、個人、法人を問わず、どなたでもできます。
ただし、次に該当する方は申込みできません。

[申込みのできない方]

- ① 成年被後見人
- ② 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ③ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第 11 条に規定する準禁治産者
- ⑤ 民法第 6 条第 1 項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2 年間を経過しない者
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- ⑧ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑨ 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- ⑩ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

(4) 申込方法

① 申込受付期間

平成 25 年 11 月 12 日 (火) から平成 25 年 12 月 2 日 (月) まで
 受付時間は午前 9 時から午後 5 時までです。
 なお、土曜日、日曜日、祝日の受付は行いません。
 上記期間内に県に到達したものを有効とします。
 郵送の場合は、一般書留、又は簡易書留により送付して下さい。

② 申込先（問い合わせ先）

〒650-0011
 神戸市中央区下山手通 4 丁目 18 番 2 号（兵庫県公社館 3 階）
兵庫県 県土整備部 住宅建築局 住宅管理課 管理係・財産係
 TEL 078-341-7711（代表）内線 4779・4875

③ 提出書類（書類は適宜コピーしてください）

ア 一般競争入札参加申込書兼受付書（15 ページのものをご使用ください。）
 （実印で押印）

イ 誓約書（16 ページのものをご使用ください。）（実印で押印）

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

※ 証明書類は入札日の 3 か月以内に発行されたものを用意してください。

エ 代表者選任届（共有での取得を希望される場合のみ。17 ページのものをご使用ください。）

④ 申込みに当たっての留意事項

ア 申込書、誓約書の記載に不備があるもの、または記載が不明瞭なものは受付できませんので、ご注意ください。

イ 申込みがないと、入札に参加できません。

ウ 複数の物件の入札を希望される場合は、個々の物件ごとに一般競争入札参加申込書兼受付書を提出して下さい（添付書類（誓約書及び印鑑登録証明書）は原本1部で結構です。）。

エ 落札後の売買契約及び所有権移転登記は、一般競争入札参加申込書兼受付書に記載された名義でしか行えませんが、共有での取得を希望される場合は、共有者全員の連名で申し込んでください（共有者全員の添付書類を添えてください）。

オ 共有で申し込まれる場合は、代表者（共有者を代表して、この入札に関する一切の事務を行っていただける方）を選任してください（17ページ）。

2 入札保証金の納付

(1) 入札に参加される方は、入札当日の受付時に、入札保証金を納付してください。

(2) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額を納付してください。

〔例〕

（入札しようとする金額）

（入札保証金）

$$100,000,000 \text{ 円} \times 5 / 100 = 5,000,000 \text{ 円以上}$$

このような場合、5,000,000円以上を納付するようにしてください。

(3) 入札保証金は、金融機関が振り出し、または支払い保証した小切手（以下「保証小切手」という。）により納付してください（保証小切手以外は受領できません。）。

(4) 落札者の入札保証金は、契約締結と同時に契約保証金に充当します。

落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後、速やかに返還します。

(5) 返還する入札保証金には、利息は付しません。

(6) 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、申込み資格のない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、入札保証金は返還されませんので、ご注意ください。

〈保証小切手の見本〉

小 切 手	
支払地 ○ ○ ○ (株)○○銀行○○支店	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px;"></div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">金額 ¥5, 000, 000※</div>	
上記の金額を小切手と引き替えに 持参人 様へお支払いください。	
振出日 平成 年 月 日	
振出地 ○ ○ 市	
	(株)○○銀行○○支店 支店長 ○○○○ 印

(注)

- ① 入札金額の100分の5以上の金額の小切手であること。
- ② 振出人、支払人とも同一金融機関であること。
- ③ 持参人払式であること。
- ④ 「神戸手形交換所」に加盟する金融機関が振り出し、または支払い保証した小切手であること。
- ⑤ 「振出日」欄は、平成25年11月27日(水)以降のものであること。

3 入札の実施方法

(1) 入札

- ① 日時 1ページ参照
- ② 場所 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号
兵庫県公社館1階 大会議室
- ③ 注意事項
 - ア 入札の当日の受付は、入札開始時刻の30分前から行います。
入札開始時刻までに受付を済ませていただく必要がありますので、お早めに会場にお越し下さい。
 - イ 入札へは、申込者(共有名義で申込みの場合は代表者)又は代理人が必ず出席してください。
なお、代理人によって入札する場合は、委任状(19ページ)を作成の

上、提出してください。共有名義で申込みの場合、代表者以外の方（代表者以外の共有者を含む）が入札に参加される場合は、代表者からの委任状が必要です。

ウ 入札開始時刻になりますと入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は入場することができなくなりますので、ご注意ください。また、入札終了後までは退出できません。

エ 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、または中止することがあります。

オ 入札参加者が連合し、または不穏な行動をする等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは入札の執行を中止することがあります。

カ 入札会場への入場は、申込者1者につき、合計2名までとします。

キ 入札中は、私語、携帯電話による会場外との連絡はできません。

④ 当日に持参していただくもの

ア 一般競争入札参加申込書兼受付書（受付印を押したコピー）

イ 入札保証金（5～6ページ参照）

ウ 入札保証金納付書（18ページのものをご使用ください。）

エ 委任状（代理人により入札しようとする場合のみ。）（19ページのものをご使用ください。）

オ 実印（代理人が入札される場合は、代理人の印（委任状の印））

カ 平成25年度第2回一般競争入札実施のお知らせ（本書）

(2) 入札書の作成方法

① 入札書（20ページ）は、当日お渡しします。

② 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを記入してください。

③ 入札書の記載に当たっては、次の点に留意してください。

ア 年月日は、入札日とします。

イ 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人が入札される場合は、その方の住所・氏名も）を記入のうえ、本人が入札する場合は本人の実印を、代理人が入札する場合は代理人の印（委任状の印）を必ず押印してください。

④ 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換えまたは撤回することができません。

(3) 開札

開札は、入札後直ちに、入札者またはその代理人の立ち会いのもと行います。

(4) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札参加資格がない者のした入札
- ② 入札書を所定の日時までに提出しなかった入札
- ③ 入札者またはその代理人が同一事項について2通以上した入札またはこれらの者がさらに他の者を代理してした入札
- ④ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札
- ⑤ 入札保証金が納付されていない入札または入札保証金の額が所定の額に達していない入札
- ⑥ 入札書に入札金額、〒マーク、物件番号、入札年月日、入札者の住所、氏名及び押印（代理人が入札する場合は、代理人の住所、氏名及び押印）のない入札またはこれらが分明でない入札
- ⑦ ①から⑥までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

- ① 県が定めた予定価格以上で、かつ、有効な入札のうち、最高金額の入札者を落札者とします。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者はくじを引くことを辞退することはできません。

(6) 入札結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は名称）及び落札金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

また、開札結果（落札者の氏名・名称、落札金額）を入札者以外に公表する場合があります。

4 契約の締結、売買代金の支払方法

- (1) 落札者は、平成25年12月24日(火)までに、売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付のうえ、兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課において、売買契約を県有財産売買契約書(案)(12～14ページ)により締結していただきます。

なお、売買契約は必ず「落札者」名義で締結してください。共有で参加した場合は、「共有者全員」の名義で締結して下さい。

- (2) 県有財産売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権の移転登記に要する登録

免許税等、本契約の履行に関して必要な一切の費用は買受者の負担とります。

- (3) 契約締結と同時に、入札保証金を契約保証金に充当します。
- (4) 契約保証金は、下記(6)の売買代金と契約保証金との差額の支払いと同時に、売買代金に充当します。
- (5) 契約の締結にあたっては、次の書類を提出しなければなりません。
 - ① 個人の場合
 - ア. 印鑑登録証明書、登記されていないことの証明書（東京法務局）
 - イ. 破産していない旨の証明書（市町）
 - ウ. 外国人の場合は、併せて外国人登録原票記載事項証明書
 - ② 法人の場合
 - ア. 商業（法人）登記事項証明書（現在事項証明書）
 - イ. 資格証明書（代表者事項証明書）
- (6) 平成26年1月20日(月)までに売買代金と契約保証金との差額を一括して支払っていただきます。
- (7) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、権利義務を第三者に譲渡することはできません。

5 所有権の移転、物件の引渡し等

- (1) 契約締結後、売買代金の残金納付用の納付書及び登録免許税納付書を送付しますので、落札者は登録免許税を納付したことを証する領収証書（原本）及び売買代金の納付書（コピー）を県に直接持参または郵送してください。
- (2) 売買代金が全額支払いされたときに所有権が移転し、県から登記手続きに必要な書類を交付しますので、登記手続きを行って下さい。
- (3) 所有権の移転登記手続きが完了した時に引渡時の現状で土地を引き渡ししたものとします。
- (4) 売買代金完納後、買受者を義務者として課される公租公課等は、買受者の負担となります。

6 用途の制限

当該物件については、契約書において以下の制限が付されますので、ご注意ください。

- (1) 「暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途」に供してはならないこと。
- (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途」に供してはならないこと。
- (3) 「破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途」に供してはならないこと。

7 その他

- (1) 入札希望者は、このお知らせの記載内容、物件調書及び県有財産売買契約書（案）の各条項をすべて承知した上で入札してください。
- (2) 現地案内・現地説明会は行いませんので、入札希望者は、この実施のお知らせの案内図等により現地を事前に確認してください。
なお、現地に駐車場はありませんので、周辺住民の方の迷惑にならないよう十分にご留意ください。
- (3) 土地の利用や建物を建築するにあたっては、建築基準法や自治体の条例等により指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、利用等に係る法令上の諸規制等については、必ず入札参加者自身において、関係機関にご確認ください。
- (4) 対象物件の土地上にある建物・工作物・立木を撤去して引き渡します。
- (5) 物件調書と現況が相違している場合は、現況が優先します。
- (6) 対象物件の土地に係る土壌汚染調査及び地質調査については、実施しておりません。

- (7) 雑草の草刈、地下工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切兵庫県では行いません。
- (8) 上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引き込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要することがありますが、県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。
- (9) 越境物に関して、県は越境状態の解消や承諾書等の取付けは行っておりません。
- (10) 越境物に関する隣接土地所有者との協議などについては、すべて落札者において行っていただきます（契約後に判明した場合も同様です）。
- (11) 落札者は、面積その他物件調書に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、または代金の減免を請求することができません。

収入
印紙

県有財産売買契約書（案）

売主 兵庫県を甲とし、買主 _____ を乙とし、甲乙間において次の条項により、売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下、「売買物件」という。）を、現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

所	在	地目	面積	
			公簿面積	実測面積
			m ²	m ²

（売買代金）

第2条 売買代金は、金（落札金額）円とする。

（契約保証金）

第3条 この土地の売買に関する契約保証金の額は、売買物件の売買代金の100分の10以上の額とする。

（契約保証金の納入）

第4条 乙は、この契約締結と同時に前条に定める契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、別途納めている入札保証金は契約保証金に充当するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息は付さない。

（契約保証金の帰属）

第5条 甲が、売買物件の引渡しまでに第13条の規定によりこの契約を解除したときは、前条第1項の規定により納入された契約保証金（以下「契約保証金」という。）は、甲に帰属する。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。

（代金の支払等）

第6条 乙は、第2条に定める売買代金と契約保証金との差額を平成26年1月20日までに、甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

（遅延利息）

第7条 乙は、前条第1項の代金を同項の納入期日までに納入できないときは、あらかじめ甲に届け出、その承認を得るものとする。

2 乙は、前条第1項の代金を同項の納入期日までに納入しないときは、当該納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年10.75%の利率で計算した遅延利

息を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

(所有権の移転及び売買物件の引渡し)

第8条 売買物件の所有権は、乙が第6条の代金及び前条第2項の遅延利息の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、前項の規定による所有権移転後に、売買物件を引渡時の現状で乙に引き渡す。

(所有権の移転登記等)

第9条 乙は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記に必要な書類を請求するものとし、乙は、遅滞なく所有権の移転登記を行うものとする。

2 第1項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(用途制限)

第10条 乙は、売買物件を次の用途に供してはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号に該当する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途。

(3) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。

2 乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に譲渡する場合には、前項の用途に供することを禁止することを書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して、前項の定めを反する使用をさせてはならない。

3 乙は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に譲渡する場合にも同様に、前2項の内容を承継することを書面で義務づけなければならない。

4 乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に貸付けなどにより使用させる場合には、当該第三者に対して、本条第1項の定めを反する使用をさせてはならない。

5 乙は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に貸付けなどにより使用させる場合にも同様に、本条第1項及び第4項の内容を遵守させなければならない。

6 甲は、第1項から第5項に規定する事項について必要があると認めるときは、売買物件等について、実地を調査し又は所要の報告を求めることができる。

(危険負担)

第11条 本契約締結の日から契約物件の引き渡しの日までの間において、甲の責めに帰すことのできない理由により、契約物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は乙が負担する。

(瑕疵担保責任)

第12条 乙は、本契約締結後、売買物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金減額の請求、損害賠償の請求、契約の解除又は瑕疵修補の請求をすることができない。

2 乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、乙は瑕疵の修補のみ請求することができる。

3 前項の権利は、売買物件の引渡時から2年間行使することができる。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告し、その期間内に履行がない場合は本契約を解除することができる。

(乙の原状回復義務)

第14条 乙は、前条の規定により契約の解除をしたときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。

ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状で返還することができる。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約等の費用)

第16条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(信義則)

第17条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第18条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(管轄裁判所)

第19条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟等については、甲の事務所の所在地を管轄する神戸地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
氏名 兵庫県
乙 住所
氏名

一般競争入札参加申込書兼受付書

私は、次のとおり一般競争入札への参加を申し込みます。

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

1 入札参加申込者（共有の場合は代表者）

住 所 (〒 -)

(所在地) _____

電話番号 () - _____

氏名 ^{フリガナ} (法人名) _____ 印

(印鑑証明印)

【共有の場合】

(共有者)

住 所 (〒 -)

(所在地) _____

電話番号 () - _____

氏名 ^{フリガナ} (法人名) _____ 印

(印鑑証明印)

(共有者)

住 所 (〒 -)

(所在地) _____

電話番号 () - _____

氏名 ^{フリガナ} (法人名) _____ 印

(印鑑証明印)

2 入札参加物件

番 号	物 件 の 所 在 地

(注) 参加しようとする物件の番号及び所在地を平成25年度第2回一般競争入札（県有地売却）実施のお知らせのとおり記入してください。

- ◎ 入札の日時、場所：1ページ参照
- ◎ 申込みを受け付けた方には、受付印を押した「一般競争入札参加申込書兼受付書」（本書）のコピーをお渡ししますので、入札当日持参して下さい。
- ◎ 添付書類
 - ・ 誓約書
 - ・ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
 - ・ 共有の場合は代表者選任届

受 付 印

誓 約 書

私は、兵庫県が実施する一般競争入札の申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 平成25年度第2回一般競争入札（県有地売却）実施のお知らせ1の(3)の①から⑩に該当しません。
- 2 入札に際し、平成25年度第2回一般競争入札（県有地売却）実施のお知らせ、物件調書、県有財産売買契約書(案)、入札物件の法令上の規制等すべて承知の上で参加します。

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

申込者 住 所
(所在地)

氏 名
〔 法 人 名 〕
代表者名

印

(印鑑証明印)

【共有の場合】

共有者 住 所
(所在地)

氏 名
〔 法 人 名 〕
代表者名

印

(印鑑証明印)

共有者 住 所
(所在地)

氏 名
〔 法 人 名 〕
代表者名

印

(印鑑証明印)

代 表 者 選 任 届

平成 年 月 日

私達は、兵庫県が実施する下記物件の一般競争入札に参加するにあたり、下記のとおり代表者を選任し、入札に関する一切の行為（代理人への委任を含む）を代表させます。

記

1 入札参加申込物件

番 号	物 件 の 所 在 地

(注) 参加しようとする物件の番号及び所在地を、平成 25 年度第 2 回一般競争入札（県有地売却）実施のお知らせのとおり記入してください。

2 代表者及び共同買受人

	持分割合	住 所 (所 在 地)	氏 名 (法人名及び代表者名)	印
代表者				

(印鑑証明印)

(注) 代表者欄には、入札に関する一切の行為を代表して行う方をご記入ください。

入札保証金納付書

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

入札者 住所
(所在地)

氏 名
(法人名及び代表者名) 印

(印鑑証明印)

代理人

住所

氏 名 印

(委任状の印)

平成25年度第2回一般競争入札第___号物件売払いの入札保証金を次のとおり納付します。

記

保証金額(=有価証券の額)		¥		
内 訳	有 価 証 券	¥		
	証 券 名 (銀行支払 保証小切手)	記号番号 枚 数	額 面	発行年月日
	銀行(金庫) 支店 発行小切手	() 枚	¥	平成 年 月 日
	銀行(金庫) 支店 発行小切手	() 枚	¥	平成 年 月 日
	銀行(金庫) 支店 発行小切手	() 枚	¥	平成 年 月 日
	合 計	—	¥	
* ①-1 上記の入札保証金を領収してください。		住宅管理課	印	
* ①-2 上記の入札保証金を保管しました。		総務課	印	
* ②-1 上記の入札保証金を本書と引換えに還付してください。		住宅管理課	印	
* ②-2 上記の入札保証金を受け取りました。		入札者(代理人)氏名	印	

- (注) 1 当日の受付までに、必ず必要事項を記入して記名、押印しておいてください(住所、氏名、太線の枠内)。
 2 入札者が代理人の場合、入札者の住所、氏名(印は不要)を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の印を押印してください。
 3 *印の欄には押印しないでください。

委任状

平成 年 月 日

私は、一般競争入札に参加するにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

平成25年度第2回一般競争入札第 号物件売払いの一般競争入札に関する一切の権限
(上記入札に関わる入札保証金の納付及び受領に関することを含む)

2 代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

入札申込者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(印鑑証明印)

(注) 委任状は、入札当日に、入札しようとする物件ごとに必要です。

入 札 書

- 〔・金額はアラビア数字とし、訂正しないでください。〕
- 〔・最初の数字の前に¥を入れてください。〕

金 額	千	百	拾	億	千	百	拾	万	万	千	百	拾	円

ただし、平成25年度第2回一般競争入札____号物件 一般競争入札価格

平成25年度第2回一般競争入札（県有地売却）実施のお知らせ等を承知の上、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

入札者

住所
(所在地) _____

氏名
(法人名)
代表者名 _____

印

(印鑑証明印)

代理人

住所 _____

氏名 _____

印

(委任状の印)

兵庫県知事 様

(注) 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名（印は不要）を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の印を押印してください。

物件調書・案内図・明細図 (No. 1 ~ No. 3)

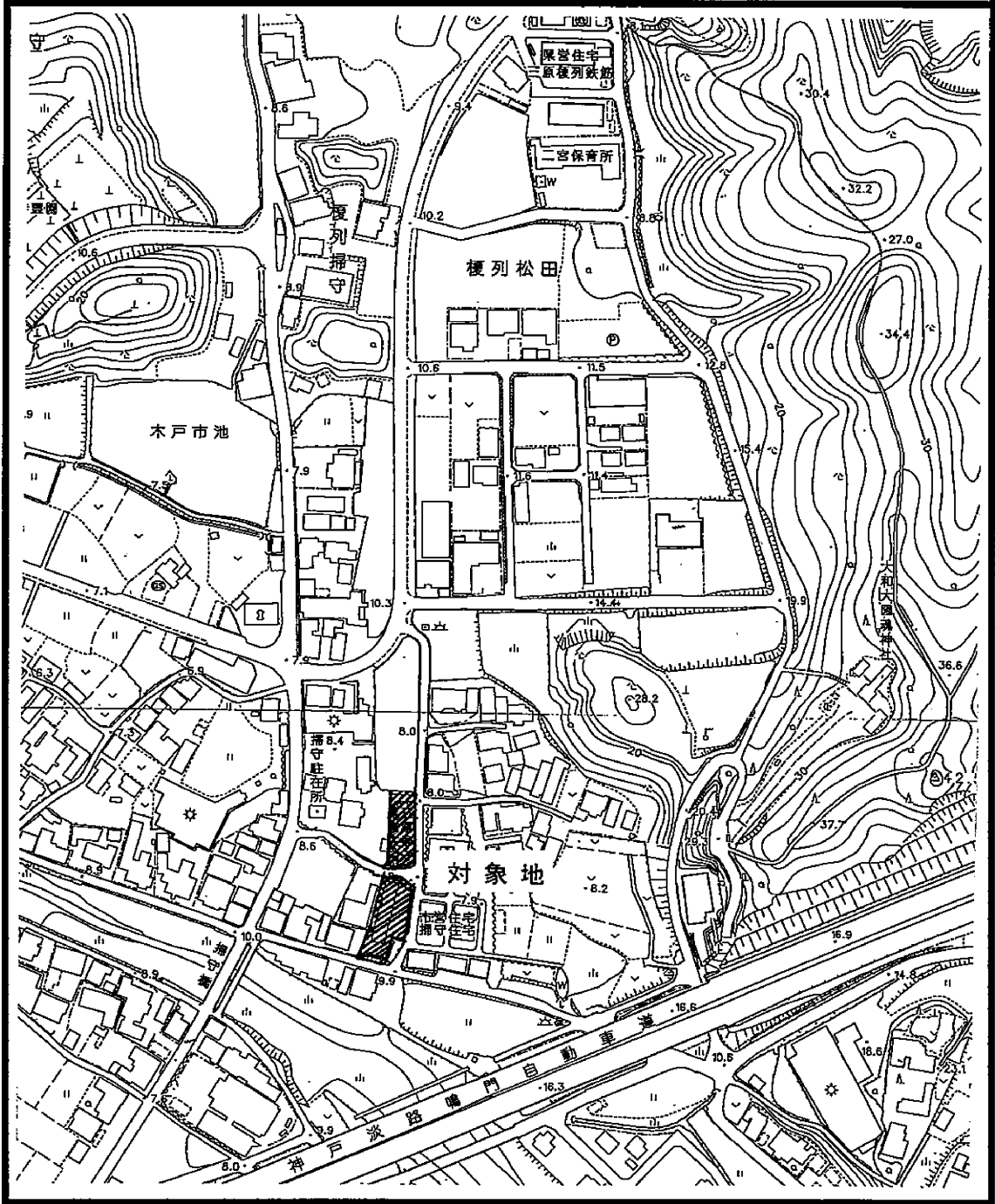
物件番号 1

物件調書

所在地	南あわじ市榎列松田字西ノ内657番3, 657番4			
実測面積	1, 222.06㎡ (657番3 671.42㎡) (657番4 550.64㎡)	地目	宅地	形状 2画地 不整形
最低売却価格	¥19,920,000			
接面道路の幅員及び構造	東側：幅員約4m～約5.5mの舗装市道に等高～若干高位で接面する。 中央部：幅員約3m～約5mの舗装市道に等高～若干高位で接面する。 南側：幅員約4.7m～約5.2mの舗装市道に1m～1.5m低位で接面する。			
法令規制	都市計画区域	非線引都市計画区域	用途地域	—
	建ぺい率	70%	容積率	200%
	高度地区	—	防火地域	—
	その他の規制	道路斜線1.5 隣地斜線20m+1.25		
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容	無
最寄りの交通機関 (現地からの直線距離)	鉄道			
	バス	らんらんバス「掃守」バス停へ 北西約230m		
公共施設 (現地からの直線距離)	南あわじ市役所 西淡庁舎 北西約3.5km			
	榎列小学校 南西約1.1km			
	三原中学校 南西約2.6km			
供給施設の整備状況	電気	有	上水道	有
			下水道	有
			都市ガス	無
参考事項	1. 対象不動産上にある建物・工作物・立木及び南側画地(657番3)隣接用水路上の橋を撤去して引き渡す。			
	2. 南側画地(657番3)への新たな橋の設置は、水利組合と協議の上行うこと。			

物件番号 1

案内図



明 細 図

